

令和2年11月13日

保護者 各位

上市町教育委員会

インフルエンザ流行に備えた外来診療体制について（Ⅱ-第22報）

このことについて、富山県教育委員会等から令和2年11月9日より発熱等の症状がある場合の外来診療体制が下記および別添のとおり変更になるとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

記

1 発熱患者等への対応

発熱等の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターではなく、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談することとなります。

2 受診・相談センターの設立

発熱等患者が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、厚生センター・保健所等に「受診・相談センター」を設置し、診療・検査医療機関を案内します。

※帰国者・接触者相談センターは廃止されます。